**長野県告示第255号**

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成28年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 保安林予定森林の所在場所
上伊那郡中川村大草2883のト・2883の21・2883の23・7616の7
(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び中川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第256号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定としましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成28年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
飯山市（次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び飯山市役所に備え置いて

縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第257号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結しましたので、同条第5項の規定により、次のとおり告示します。

平成28年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 包括外部監査契約の期間の始期
平成28年4月1日
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
(1) 氏名 山中 崇
(2) 住所 長野県安曇野市豊科光1958番地21
- 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告の提出後に精算払。ただし、必要に応じ概算払を行う。

監査委員事務局

長野県諏訪地方事務所告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、平成28年3月31日付けで諏訪広域連合の規約の変更を許可しました。

平成28年4月14日

長野県諏訪地方事務所長 浅井 秋彦

市町村課

長野県諏訪建設事務所告示第3号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県諏訪建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年4月14日

長野県諏訪建設事務所長 田代 幸雄

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 諏訪茅野線
3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
茅野市北山936番の1地先から 茅野市北山936番の2地先まで	旧	9.0~13.7 m	0.1020 km
同 上	新	9.0~17.1	0.1040

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第5号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年4月14日

長野県松本建設事務所長 石井 杉 男

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 403号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡麻績村大字麻6175番の1地先から 東筑摩郡麻績村大字麻6615番の4地先まで	旧	7.2~24.1 m	0.2160 km
同 上	新	11.7~33.2	0.2160

- 2(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 403号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡麻績村大字麻1536番地先から 東筑摩郡麻績村大字麻3105番の3地先まで	旧	7.3~12.2 m	0.2850 km
同 上	新	8.7~14.7	0.2850

- 3(1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 丸子信州新線
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
東筑摩郡麻績村大字日6436番の2地先から 東筑摩郡麻績村大字日6474番の4地先まで	旧	3.7~14.1 m	0.1230 km
同 上	新	8.5~22.6	0.1230

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成28年4月14日

長野県北信建設事務所長 荻野 厚

- 1(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 405号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字塚字上ノ原17930番の22地先から 下水内郡栄村大字塚字上ノ原17930番の121地先まで	旧	6.5~16.4 m	0.4399 km
同 上	新	9.7~22.7	0.4399

- 2(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 405号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字塚字上ノ原18019番の4地先から 下水内郡栄村大字塚字上ノ原18023番の4地先まで	旧	10.8~30.3 m	0.3876 km
同 上	新	13.7~34.5	0.3876

- 3(1) 道路の種類 一般国道
(2) 路線名 405号
(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字塚字上ノ原18027番の3地先から 下水内郡栄村大字塚字上ノ原18024番の5地先まで	旧	9.4~34.0 m	0.6127 km
同 上	新	13.2~34.0	0.6127

- 4(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 405号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字塚字上ノ原18016番の3地先から 下水内郡栄村大字塚字長俣18029番の165地先まで	旧	15.8~38.0 m	0.1700 km
同 上	新	15.8~38.0	0.1700

- 5(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 405号
- (3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下水内郡栄村大字塚字長俣18029番の147地先から 下水内郡栄村大字塚字村上18030番の45地先まで	旧	6.9~35.9 m	1.0359 km
同 上	新	11.7~35.9	1.0359

道路管理課

長野県松本建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成28年4月28日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

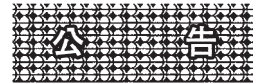
平成28年4月14日

長野県松本建設事務所長 石井 杉 男

- 1(1) 路線名 丸子信州新線
- (2) 供用を開始する区間
東筑摩郡麻績村大字日6436番の2地先から
東筑摩郡麻績村大字日6474番の4地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年4月14日
- 2(1) 路線名 波田北大妻豊科線
- (2) 供用を開始する区間
松本市波田字上島1255番の1地先から
松本市波田字水神沖659番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年4月14日
- 3(1) 路線名 波田北大妻豊科線
- (2) 供用を開始する区間
松本市波田字上島906番の2地先から
松本市波田字上島912番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年4月14日
- 4(1) 路線名 波田北大妻豊科線
- (2) 供用を開始する区間
松本市波田字上島2074番地先から
松本市波田字上島2170番の1地先まで

- (3) 供用を開始する期日 平成28年4月14日
- 5(1) 路線名 波田北大妻豊科線
- (2) 供用を開始する区間
松本市波田字上島2262番地先から
松本市波田字上島2288番地先まで
- (3) 供用を開始する期日 平成28年4月14日

道路管理課



公告

児童の扶養手当に関する業務に専用する長野県知事印を次のように改刻し、平成28年4月14日から使用を開始します。

平成28年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 印影



- 2 管守者

上田保健福祉事務所長

情報公開・法務課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成28年4月14日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルヤ佐久中央店
佐久市中込字大塚3020-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社ツルヤ
小諸市御幸町2-1-20